

公共施設の

使用料減免を見直します

来年4月1日使用分から変更予定

令和9年4月1日から、公民館など各公共施設の使用料が変わります。
併せて、**使用料の減免制度の適正化に向けた見直しを予定**しています。
公平性を確保し、今後も必要な公共施設を維持していくため、ご理解と
ご協力をお願いいたします。

現状の課題

- ▲ 維持管理コストの増
- ▲ 減免分を市税等で負担
→ 利用者と未利用者の公平性に欠ける
- ▲ 全額免除：キャンセル料なし
→ 安易な予約取消
→ 他の利用者の利用機会の損失

見直しの基本原則

- ① **利用者負担**
施設利用の対価＝利用者負担
- ② **一部減免の設定**
減免の必要性等により一部減免
- ③ **全額免除の対象を限定**
市主催(市の委託事業含む)・共催などに限定

ご質問やご意見は
市ウェブサイトへ

見直し案

現行の全額免除団体

使用料の全額を免除

見直し後

使用料 × 以下の1又は2の減免割合

1 地域のための公益的活動を行う団体

75%
減免

町内会、地区老人クラブ、地区保健委員会、
地区社会福祉協議会、スポーツ少年団、
子ども会、ボランティア活動団体 など

継続的な公益的活動に配慮し、
最小限の維持管理に係る費用を一部負担する
75%減免とします。

【例：午前9時から午後1時まで使用した場合】

貸出室	現行	見直し後
研修室	免除	120円
健康増進室	免除	200円

2 サークル活動、交流・学習活動団体

50%
減免

卓球クラブ、グラウンドゴルフサークル、
百歳体操クラブ、そば打ち愛好会、
自主学習グループ など

会員内の交流や学び等の活動であるため
使用料の半分の負担する**50%減免**とします。

貸出室	現行	見直し後
研修室	免除	250円
健康増進室	免除	400円

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ

利用と負担の
適正化公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します

郡山市保健福祉部健康長寿課

電話 024-924-2401

メール kenkouchouju@city.koriyama.lg.jp

2026.7.15作成